

三宅村介護保険事業における事故発生時の報告取扱要領

(通則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第111号）第39条（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第145条、第167条、第180条、第180条の3、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）及び第110条の2（第114条及び第134条において準用する場合を含む。）、「三宅村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月29日条例第14号）第40条（第59条、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、第59条の18（第59条の38において準用する場合を含む。）及び第175条（第189条において準用する場合を含む。）、「三宅村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」（平成30年3月9日条例第15号）第29条（第32条において準用する場合も含む。）、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年3月30日条例第41号）第38条（第52条において準用する場合を含む。）、「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成24年3月30日条例第42号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年6月27日条例第98号）第36条（第51条において準用する場合を含む。）、「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年3月30日条例第39号）第27条、「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第114号）第3条、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年3月30日条例第51号）第38条（第53条において準用する場合も含む。）、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第112号）第54条の9（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条、第159条、第164条の3、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、「三宅村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月29日条例第15号）第37条（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、並びに「三宅村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年3月10日条例第10号）第29条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による事故が発生した場合の三宅村への報告は、この要領に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から福祉健康課へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

- 一 原因等が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの
 - (2) 施設の設備等に起因するもの
 - (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生
 - (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故
 - (5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
 - (6) 原因を特定できない場合
 - 二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合
 - (1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
 - (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
 - (3) 利用者が加害者となった場合
 - (4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。
- 一 比較的軽易なけがの場合
 - 二 老衰等により死亡した場合
- 3 前2項にかかわらず、三宅村より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- 一 報告日
 - 二 報告事業所名、所在地等
 - 三 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、電話番号
 - 四 事故発生時の状況
 - (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 事故の概要（原因、経緯、被害状況等）
 - (4) 事故時の対応状況
 - 五 事故後の状況
 - (1) 利用者の状況（事故対応後）
 - (2) 再発防止への取り組み
 - (3) その他
- 2 報告は、事故報告書（様式第1号。以下同じ。）により行なう。ただし、途中経過の報告については、これによらないこともできる。

(報告の対象)

第5条 報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が、三宅村の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が三宅村内の場合とする。

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

一 第一報

(1) 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第4号までの内容について、事故報告書により福祉健康課に報告する。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行なうものとする。

(2) 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を事故報告書により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(三宅村における対応)

第7条 三宅村は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が三宅村の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。